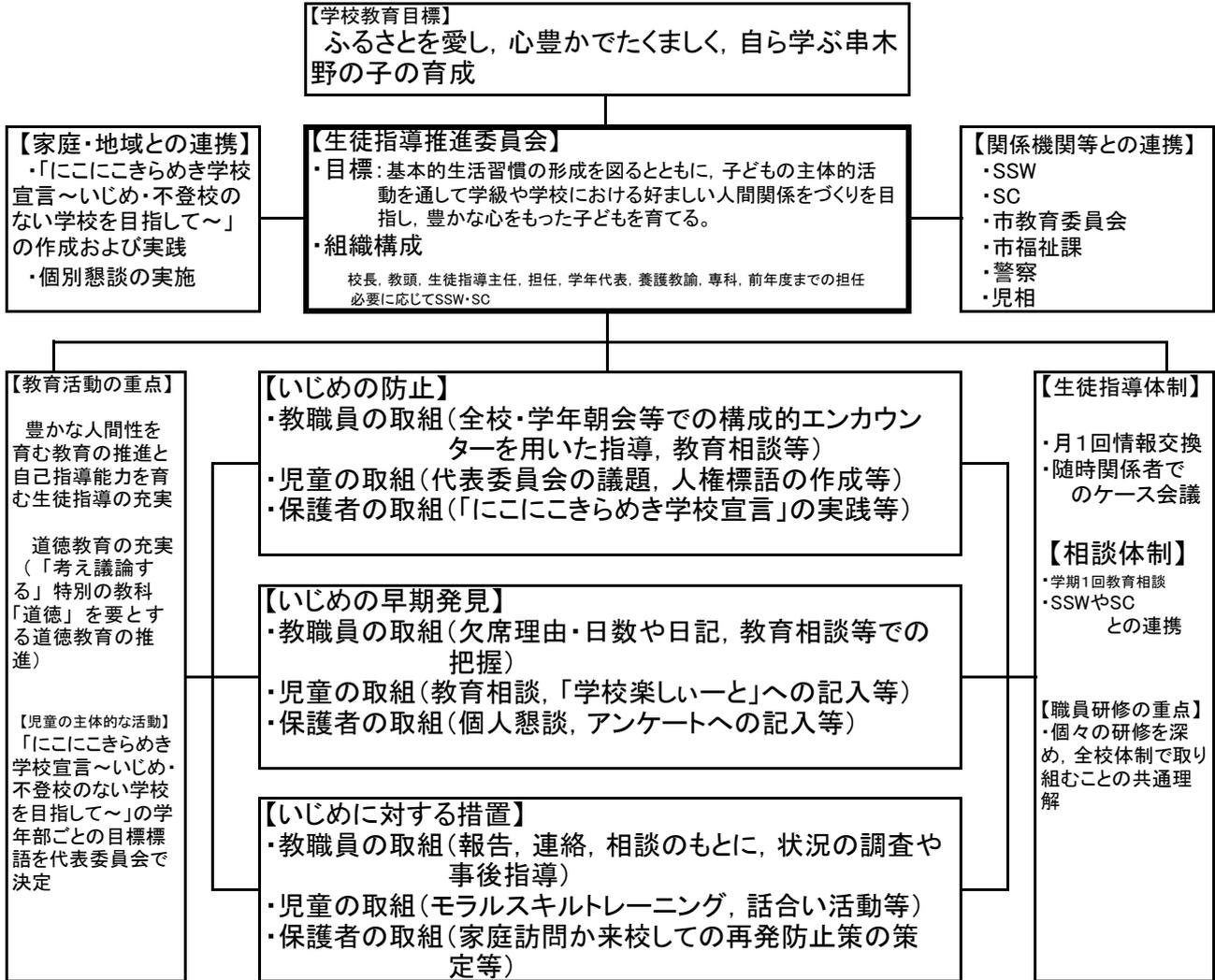


# 串木野小学校いじめ防止基本方針(令和4年3月改正)



## 【年間計画】

月	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	「にこにこきらめき学校宣言」の作成・検討	あなたのことを教えてね(選択式アンケート)	「いじめ問題を考える週間」の実施(各学年・各学級による共通実践)	「にこにこきらめき学校宣言」の標語作成		家庭訪問	生徒指導推進委員会についての共通理解 楽しいと活用共通理解
5		学校楽しいと		人権標語作成	高学年への指導		モラルスキルトレーニング研修
6		あなたのことを教えてね(選択式アンケート)				個人懇談	
7					携帯・ネット利用実態調査		
8	児童の実態に基づいた対応策の検討						いじめアンケートの集計結果から
9		あなたのことを教えてね(選択式アンケート)	「いじめ問題を考える週間」の実施(各学年・各学級による共通実践)		「情報モラルについて考えよう」5、6年総合的な学習の時間		
10		学校楽しいと				教育相談	
11	「にこにこきらめき学校宣言」実施状況アンケートの実施 ※学校アンケートに項目を入れる	あなたのことを教えてね(選択式アンケート)			保護者(本校)向け啓発研修会		
12	「にこにこきらめき学校宣言」実施状況アンケート集計・取組の検証						「にこにこきらめき学校宣言」実施状況アンケート集計結果から
1		あなたのことを教えてね(選択式アンケート)			保護者(小・中連携)向け啓発研修会		
2		学校楽しいと				教育相談	
3		あなたのことを教えてね(選択式アンケート)		児童代表委員会での振り返り			

＜いじめの防止等の対策に関する基本理念＞

いじめは、全ての児童の人権に関わる重大な問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童一人一人が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【地域や家庭との連携】

社会全体で児童を見守り、健全な成長を促すため、地域、家庭と連携した対策を推進する。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

- ・PTA（三役、学級PTA、PTA生活補助部）
- ※PTAの協力を必ず得る。
- ・学校運営協議会
- ・民生委員、主任児童委員
- ・市校外生活指導連絡協議会 等

【生徒指導推進委員会・ケース会議】

いじめ防止体制

生徒指導推進委員会をいじめ防止体制の中核とし、いじめ対策年間計画を作成・実行する。また、学期ごとに取組を検証し（**学校評価**）実効のないいじめ防止体制を保持する。

組織構成

校長、教頭、生徒指導主任、担任、学年代表、養護教諭、専科、前年度までの担任、必要に応じてSSW・SC、その他必要に応じた関係者及び外部専門家を加える。

【関係機関との連携】

いじめ問題への対応においては、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療・福祉機関、法務局など）との適切な連携を図る。

- SSW                      ○SC
- 市教育委員会          ○市福祉課
- 児童相談所              ○法務局
- 警察
- 医療・福祉機関 等

【いじめの防止】

いじめは、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作るために、関係者が一体となった継続的な取組を実践する。

【いじめの早期発見】

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める取組を推進する。また、迅速に対応することを徹底するために、アンケートの実施や教育相談等の充実を図り、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守る取組を実践する。

【いじめに対する措置】

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行う取組を推進する。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

※ 「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

※ 教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得る。（学校のいじめ対策組織・いじめの情報共有）

## 1 いじめの防止

- (1) 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う取組を推進する。(仲介者を育てる。)
- (2) いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む取組を推進する。
- (3) 未然防止の観点から、全ての児童が安心でき、健全な自尊心を育むことができる学校生活にするための基盤づくりに努める。
- (4) いじめの問題への取組の重要性について保護者はもちろん地域住民に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

### 【具体的取組】

- 「いじめ問題を考える週間」における全学年での取組（4月，9月，1月）
- 「心の教育週間」の設定（6月，11月，2月）
- 教育相談でのレポートづくり
- 校内人権週間及び人権月間（12月）の取組
- 特別の教科「道徳」、特別活動、各教科指導の場における児童自らいじめ問題について考え、議論する活動の充実
- 県教委「いじめ対策必携」・文科省「生徒指導提要」・生徒指導リーフの活用
- 携帯・インターネットに関する調査、学校ネットパトロール調査結果を生かした考察・活用
- モラルスキルトレーニング、アサーショントレーニング、ソーシャルスキルトレーニング、構成的グループエンカウンター等の年間計画への位置付け
- PTA 総会・学級 PTA・学校だより・学校 HP 等各種広報による啓発

## 2 いじめの早期発見

- (1) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する取組に徹する。
- (2) いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが重要であり、個人で判断せず、全ての組織に報告・相談し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- (3) いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守る環境づくりに努める。

### 【具体的取組】

- 児童情報交換、学年会、生徒指導推進委員会における情報交換及び事例研修
- 夏季休業中における教育相談の実施
- 「あなたのことをおしえてね」（毎月アンケート 記名選択式）での実態把握
- 「学校楽しいーと」、県いじめ調査の実施・分析・実態把握
- 子ども一人一人の思いをしっかりと聞き取るための個人面談の実施

### 3 いじめへの対処

- (1) 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備しておく。
- (2) いじめに対する措置として、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通し、児童及び保護者に対する継続的で丁寧な支援をするとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

#### 【具体的取組】

- 年度当初の職員会議（基本方針やいじめ対策必携・共通理解事項の確認）
- 事例研修による教職員のスキルアップ
- 生徒指導推進委員会における懸案事項の周知
- 「学校楽しいと」、「あなたのことを教えてね」、県いじめ調査の分析・実態把握
- 生徒指導推進委員会、ケース会議による事案の分析・手立ての検討及び全職員への周知

### 4 地域や家庭との連携

- (1) いじめについては、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」、「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている」、「まだ気付いていないいじめがある」、「1件でも多く発見し、1件でも多く解消する」との基本姿勢をもち、学校では軽微なことでも全職員で対応していくことを家庭や地域に十分に理解してもらう機会をもつ。
- (2) いじめに関して、学校は「いじめられている児童を絶対守る」姿勢を貫くことや、いじている児童に対しては、教育的配慮に十分留意し、状況に応じて、懲戒や出席停止の措置（当該保護者の認識及び市教委の判断を仰ぎながら執行）等を講じていくことなど、学校としての毅然とした方針を明確にしていく機会をもつ。
- (3) P T Aや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめ問題について協議する機会を設けたり、コミュニティスクールを活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

#### 【具体的取組】

- 学校運営協議会・コミュニティスクール・PTA 総会・三役会・学年幹事会・総務会・学級 P T A の場の設定
- 学校だより・学校ホームページ等各種広報による啓発
- 中学校生活を見通した2中学校区小中一貫教育推進協議会の充実
- 串木野中校区串木野西中校区小中一貫教育研究指定に係る研究推進
- 市校外生活指導連絡協議会での共通理解

### 5 関係機関との連携

- (1) 警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

#### 【具体的取組】

- いちき串木野警察署（生活安全部）、駅前交番、児童相談所、市福祉課、民生委員、主任児童委員、S C、S S Wとの密な連携
- 6校 P T A 連絡会の開催（年1回）